

福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて

1. 賃金について

平成24年4月より処遇改善加算を取得し、基本給・通勤手当・役職手当・特別業務手当・住宅手当・資格手当を適宜改定しております。

2. キャリアパス要件について

キャリアパス制度を導入し、職位・職責の内容及びそれに応じた賃金体系を具体的に定めています。具体的に示すことにより職員の仕事に対する意識、モチベーションの向上を図っています。

(詳細については採用HPの「将来を知る」の「キャリアステップ(キャリアパス制度)」を参照。)

3. 職場環境等要件について

- ①働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す職員には、**資格取得時の受講料の一部を法人が助成**します。資格取得奨励助成事業で要綱を定めています。
- ②子育てと仕事の両立を目指す職員の為に**育児休業制度**を充実させています。
- ③**子の看護の為に**休暇制度によって、**小学3年生までの子**を養育する職員は時間単位での休暇を取得できるようにしました。(法令では対象年齢が小学校就学前まで)
- ④育児短時間勤務の制度の対象年齢を**小学校3年生までの子**を養育する職員とし、**対象年齢**をひろげています。(法令では3歳までが対象年齢)
- ⑤**産前休暇**について、出産予定の**8週間前**から取得が可能です。(法令では産前6週間前から取得可能)
- ⑥新たに採用された職員は**入職と同時に労働基準法を上回る13日の年次有給休暇制度を活用**できます。(週5日以上勤務する職員は法令では10日)

4. 特定処遇改善加算について

スキルや経験のある特定の職員だけでなく、多くの職員の働く意欲や士気を高める為、全職種の常勤職員の基本給を一律に2万円アップしました。

この賃金改定によって他業種との賃金格差も小さくなったことで、若者の雇用確保が期待できます。